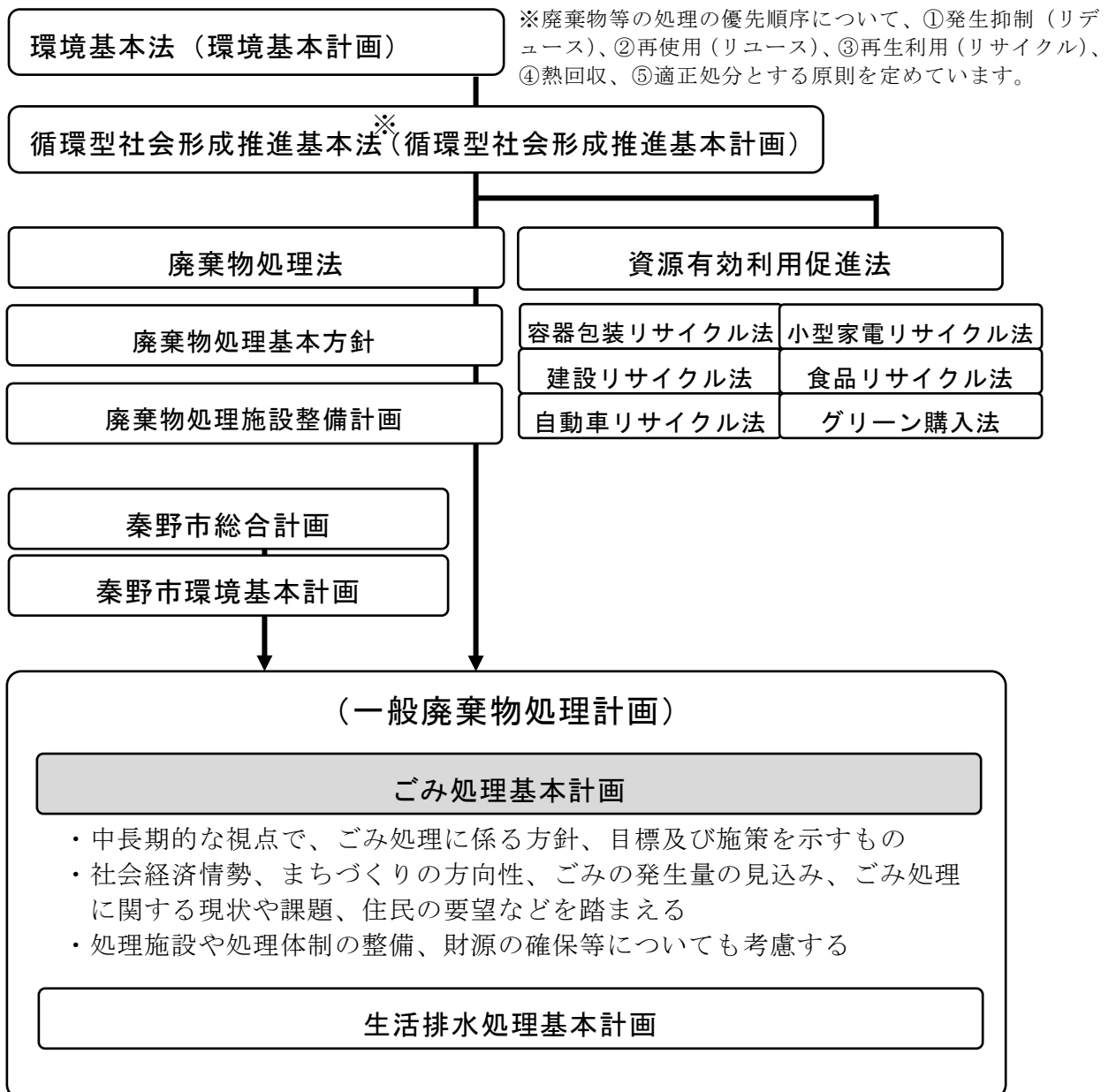


## ごみ処理基本計画の見直しについて

### 1 計画の位置づけ

ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するもので、本市のまちづくりの基本的な方向性を示す「総合計画」の詳細計画として位置付けています。

国・神奈川県のパラン等をつまえるととも、本市環境基本計画等の関連計画と整合を図りながら、中長期的な視点で、ごみ処理に関する方針、目標及び施策を示すものです。



## 2 対象期間及び改定時期

ごみ処理基本計画は、一般に10年から15年間を計画期間とした長期計画とし、概ね5年ごとに改定します。

現在の本市ごみ処理基本計画は、平成29年度から令和13年度までの15年間を計画期間とし、平成28年度に策定しました。そこで、策定から5年目を迎える令和3年度中の改定を予定しています。

	H26	R元	R5	R10	R15
総合計画	H23～R2 (10年間)				
環境基本計画	H23～R2 (10年間)				
ごみ処理基本計画	H28 策定	H29～R13 (15年間)			
		今回の見直し R3改定予定	R4～R18 (15年間)		

## 3 見直しの意義

日々変化する社会・経済情勢



中長期的視点で策定した15年間にわたるごみ処理基本計画



前回改定から5年目（令和3年度）に合わせて新たに5年間を対象期間に加え、方針、目標及び施策を見直し、今後15年間のごみ処理に関する計画とする

## 4 主な見直し内容

- (1) 基本理念について（現計画 p. 32）
- (2) 基本方針について（現計画 p. 33）
- (3) ごみ排出量の削減目標（現計画 p. 39, 40）
- (4) 個別事業の諸施策（現計画 p. 41～51）

## 5 見直しの方針及び視点

### (1) 見直しの方針

- ア これまでの計画期間を振り返り、現状、課題等を踏まえる
- イ 新たに5年（令和15年度から18年度）を対象期間とする
- ウ 見直しの視点を取り入れる

### (2) 見直しの視点

- ア 社会経済情勢への適応
  - 人口減少 少子高齢化 財政状況 感染症対策
  - 気候変動 災害対策 SDGs など
- イ 上位・関連計画との整合
  - 国の環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画
  - 秦野市新総合計画、環境基本計画、ごみ処理広域化実施計画 など
- ウ 数値目標を設定

## 6 主な課題

### 1 家庭ごみ有料化の検討について

現計画では、中間目標年度である令和3年度までに計画どおり可燃ごみの減量が進まない場合、家庭ごみの有料化の導入に向けた検討を進めることとしています。

### 2 生ごみ減量施策について

家庭ごみの中で、一番多く出されている生ごみの減量については、これまでもさまざまな事業を実施してきましたが、より効率的で実効性のある施策とするため、減量効果、費用対効果、資源循環等の観点から、今後の生ごみ施策の方向性を定める必要があります。

### 3 事業系ごみの減量、資源化について

家庭系ごみに比べ減量が進んでいないため、立入調査や展開検査などを強化し、適正処理の徹底及び資源化を推進します。

### 4 2R（発生抑制・リユース）等の推進について

廃棄物等に対する対策として、リサイクルより優先される発生抑制、リユースの取組みの強化を検討します。